

# 琉球大学農学部附属亜熱帯フィールド科学教育研究センター使用細則

(平成 14 年 7 月 12 日制定)

(趣旨)

**第 1 条** この細則は、琉球大学農学部附属亜熱帯フィールド科学教育研究センター規程第 13 条の規定に基づき、亜熱帯フィールド科学教育研究センター（以下「センター」という。）の使用等に関し、必要な事項を定める。

(使用者の資格)

**第 2 条** センターを使用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学部学生、大学院生及び研究生
- (3) その他センター長が認めた者

(使用手続)

**第 3 条** センターを使用する者は、次の各号に従って使用申請書をあらかじめセンター長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、使用期限は年度末までとする。

- (1) 土地・建物等の使用、設置物、試料採取等で使用する場合は様式 1 で申請すること。
- (2) 機械類・車両等の使用の場合は前条第 2 号を除く者で様式 2 で申請すること。
- 2 与那フィールドの宿泊施設を使用する場合は、別に定める内規に従って使用手続きを行うこと。
- 3 第 1 項第 1、2 及び 3 号により申請した者に対し、センター長は使用許可回答書（様式 4）を交付するものとする。
- 4 前項により許可を受けた者が、その形状を変更する場合は事前にセンター長に様式 1 及び 2 に準じて申請し、許可を受けなければならない。
- 5 使用申請者は、申請後又は許可後において、日程変更等が生じた場合は、速やかにセンター長に連絡しなければならない。

(使用者の義務)

**第 4 条** センター使用者は、別に定める使用心得を遵守し、施設・設備を常に良好な状態に保つよう努めなければならない。

- 2 使用者は、その責めに帰すべき理由により、建物又は設備備品等を破損し、又は紛失したときは、これを現状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(許可の取消し等)

**第 5 条** 次の各号の一に該当するときは、センター長は使用許可を取消することができる。

- (1) 使用の事実が使用許可回答書の記載内容と相違したとき。
- (2) 使用心得を遵守しないとき。
- (3) センター長が必要と認めたとき。
- 2 前項の使用許可の取消しによる損害は、センターはその責めを負わない。

(研究成果の公表)

**第6条** センターを使用して行った調査研究の成果を公表する場合は、センターを使用したことを明記し、別刷を1部センターに寄贈するものとする。

(雑則)

**第7条** この細則に定めるもののほか、センターの使用に関し、必要な事項はセンター長が別に定める。

(改廃)

**第8条** この細則の改廃は、センター運営委員会の議を経て学部長が行う。

附 則

この内規は、平成14年7月12日より施行する。

附 則 (平成21年1月27日)

この内規は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度から適用する。

附 則 (平成22年5月21日)

この内規は、平成22年5月21日から施行し、平成22年度から適用する。

附 則 (平成22年11月4日)

この内規は、平成23年1月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月27日)

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月27日)

この細則は、令和6年3月27日から実施する。